

戸沢村起業支援交付金交付要綱

令和6年4月1日
訓令第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村が村内の経済活性化及び雇用の創出に資する起業を促進するため、予算の定めるところにより、村内において起業を目指し、又は起業をした者に対し、起業支援交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、戸沢村補助金等に係る予算執行の適正化に関する規則（昭和43年規則第10号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「起業」とは、現に主として事業を営んでいない者が次のいずれかに該当する事業を新たに起こすことをいう。

- (1) 地域資源を活用した事業
- (2) 再生可能エネルギー・バイオマスに係わる事業
- (3) 観光振興・地域福祉・医療に係わる事業
- (4) 新たに雇用が見込まれる事業
- (5) 前4号に掲げるもののほか、村内の経済活性化及び雇用の創出に資すると村長が認めた事業

(交付対象者)

第3条 交付金の交付対象となる者は、基準日以降において起業しようとする者であって、次の各号のいずれにも該当する個人又は団体の代表者とする。

- (1) 村内に事務所を設置し、又は設置しようとしていること。
- (2) 村内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 市町村民税の滞納がないこと。
- (4) 許認可を必要とする業種の起業にあつては、既に当該許認可等を受けていること。
- (5) 支援することが適当であると認められる事業を行っていること。

(交付金の対象事業)

第4条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 商工会等の経営指導を受け、創業の具体的な計画を有していること。
- (2) 必要な許認可を取得（見込みを含む。）していること。

- (3) 営業と家業とが分離していること。
 - (4) 5年以上の経営継続が見込まれること。
 - (5) 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っていないこと。
 - (6) 地域資源を活用すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、交付対象事業から除外するものとする。
- (1) 経営内容が投機的と認められるもの
 - (2) 宗教活動又は政治的活動を目的とした事業を実施しようとするもの
 - (3) 金融業（質屋を含む。）、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）、証券業、医業及び歯科医業
- （交付対象経費）

第5条 交付金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、会社等又は個人が、村内において起業支援事業を実施するにあたり、製造及び営業のための設備の設置及び購入に並びに建物の購入及び改修等を目的として新たに投資する資金のうち次の各号に掲げる経費を除いた経費とする。

- (1) 土地の取得及びそれに伴う移転補償費
 - (2) 先行投資又は過剰投資を目的とするものであると村長が認めるもの
 - (3) 国県等の補助金及び助成金
- 2 この交付金は、同一の交付対象者に対して1回限りとする。
- （交付金の額）

第6条 交付金の額は、基本交付金の額及び加算額の合計とし、100万円を上限とする。

- 2 基本交付金の額は、交付対象経費の5分の4以内の額（その額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。
- 3 加算金に係る項目及び加算額は、申請者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法人設立であるとき 10万円
 - (2) 村民雇用を行ったとき 1人に付き3万円
 - (3) 若者が起業したとき 10万円（起業時に45歳未満である場合）
 - (4) 空き家等を活用したとき 10万円
 - (5) 移住者が起業したとき 20万円
- （申請時の1年以内に転入又は1年以内に転入予定の者）

（交付金の交付申請と募集）

第7条 交付金の交付を受けようとする者は、起業支援交付金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければ

ばならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 工事・物品等に係る見積書の写し
- (4) 申請者の住民票謄本
- (5) その他村長が必要と認めた書類

事業の募集時期は、第1次募集を5月末日とする。ただし、第9条の交付金の交付決定額が予算限度額に満たない場合は、第2次募集をすることができる。その募集期限は10月末日とする。

（交付条件）

第8条 この交付金による交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付事業を中止し、又は廃止する場合は、村長の承認を受けること。
- (2) この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、交付事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (3) 交付金の交付の決定を受けた日から5年以上事業を継続すること。

（交付金の交付決定通知）

第9条 交付金の交付決定通知は、起業支援交付金交付決定通知書（様式第4号）による行うものとする。

（交付金の交付方法）

第10条 この交付金は、精算払の方法により交付する。ただし、村長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（交付金の交付請求）

第11条 交付金の交付決定の通知を受けた者が、交付金の交付を請求しようとする時は、起業支援交付金交付請求書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 この事業の実績報告は、起業支援交付金実績報告書（様式第6号）によるものとし、次の掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内を経過した日、又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 交付金に係る請負契約又は部品等の購入に係る請求書又は領収書の写し
 - (2) 工事等の完成写真又は購入した備品等の写真
- （交付金の交付額の確定通知）

第13条 交付金の確定通知は、起業支援交付金確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。